

令和元年度

第2回 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

◆ 日 時 令和元年11月8日(金) 14:30～

◆ 会 場 高良会館 会議室

市民文化部文化財保護課

令和元年度

第2回 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

令和元年11月8日（金）

14時30分より

高良会館 会議室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 課長挨拶
- 3 前回の指摘事項について
- 4 協議（1）久留米市文化財保存活用地域計画の構成と
I 章 久留米市文化財保存活用地域計画について

（2）II 章 久留米市の歴史文化の特徴について
- 5 その他
- 6 閉会のことば

協議資料（※別紙計画より抜粋）

I 章 久留米市文化財保存活用地域計画について

1. 計画策定の背景と目的（P 2）

(2) 計画策定の目的

- ・本計画は、本市の文化財保護のマスタープランとして策定するものです。久留米市の歴史文化を維持向上していくため、市内に所在する多様な歴史遺産を調査・把握したうえで、それらを将来に守り伝えていく、計画的かつ持続的な歴史まちづくりを推進することを目的とします。

3. 計画の対象（P 5）

(1) 対象範囲

- ・市内全域を調査及び計画の対象範囲とします。市域面積：約 229.96k m²

(2) 計画対象

- ・市内に所在する全ての歴史遺産を対象とします。

- ・建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
- ・演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産
- ・衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの
- ・遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物
- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
- ・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
- ・文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能
- ・その他、地域の文化を語るうえで、欠くことのできないもの

4. 主な用語の定義（P 5）

(1) 歴史遺産

- ・地域に伝わる文化的所産を指し示します。

(2) 文化財

- ・文化財保護法に定めるもので、指定、登録、選定等を受けていない文化財も包含します。

(3) 指定文化財等

- ・文化財のうち、指定、登録、選定等を受けた文化財を指し示します。

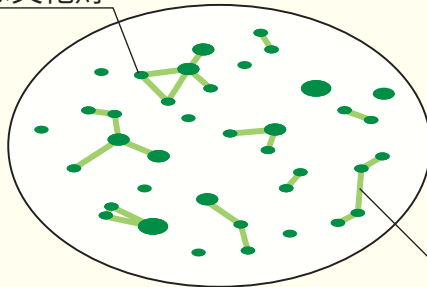
6. 計画の考え方（たたき台）（P 6）

- 久留米市の歴史文化の特徴を踏まえ、本市が目指す文化財の保存活用に関する基本理念と基本方針を設定し、その下に今後取り組む具体的な措置（アクションプラン）を設定します。

久留米市の歴史文化の特徴

～（仮）筑後川の流れとともに生きた人々の営み～

多種多様な文化財



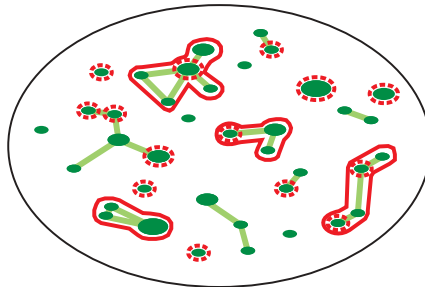
（仮）地域固有の
様々なストーリー

文化財の保存活用に関する方針（イメージ）

1. 基本理念

（仮）歴史のまち久留米の創出

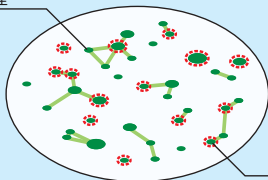
市民とともに「筑後川の流れとともに生きた人々の営み」を継承する。



2. 基本方針

(1) 活用に配慮した保存

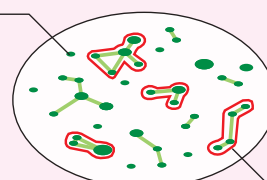
総合的把握



指定、登録、選定等

(2) 保存に向けた活用

公開活用



関連文化財群として
一体的な公開活用

バランス

(3) 保存と活用の好循環を生み出す仕組みや体制の構築

文化財の保存活用に関する措置（イメージ）

優先順位を考慮しつつ、具体的で実効性の高い措置（アクションプラン）の立案と推進

II章 久留米市の歴史文化の特徴

3. 久留米市の歴史文化の特徴（たたき台）（P 49）

- ・久留米市の概要及び文化財の概要を踏まえ、歴史的・地理的な要素を背景とした久留米市の歴史文化の特徴を整理します。

1. 久留米市の概要

- (1) 地理・自然的環境
- (2) 社会的環境
- (3) 歴史的環境
- (4) 文化的環境

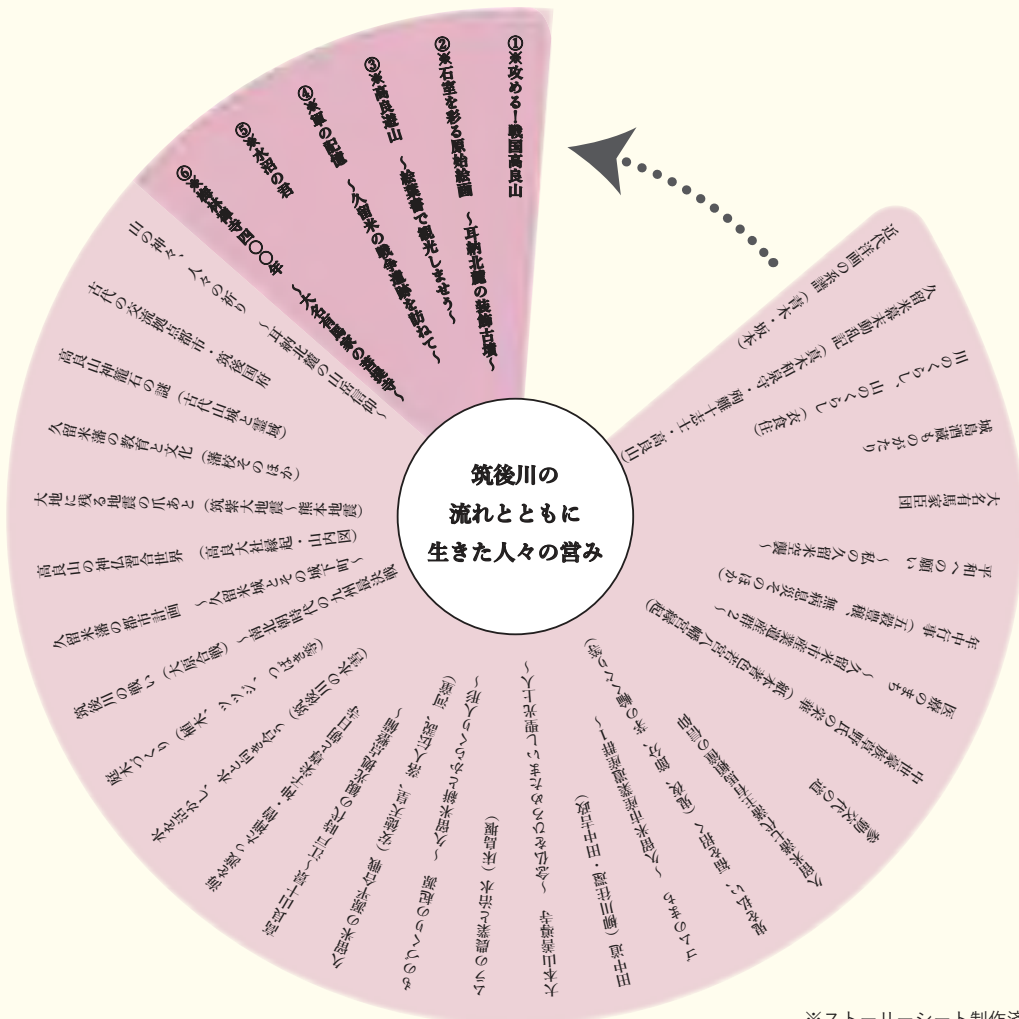
2. 久留米市の文化財

- (1) これまでの経緯
- (2) 文化財の概要

- ・筑後川水系で結ばれている
- ・筑後の中心として発展してきた歴史に多くの偉人の活躍がある
- ・多種多様な文化財が存在し、地域固有の様々なストーリーが語り継がれている
- ・文化財を守り活かす市民が活躍している

3. 久留米市の歴史文化の特徴

(仮) 筑後川の流れとともに生きた人々の営み



※ストーリーシート制作済

第 2 回協議会の主な協議事項 (案)

久留米市文化財保存活用地域計画の骨子 (仮説案)

I 章 久留米市文化財保存活用地域計画について

1. 計画策定の背景と目的
時代の転換点を乗り越え、文化財を将来に守り、伝えていく

2. 策定の体制と経過

3. 計画の対象

4. 文化財の定義

5. 計画期間

6. 計画の考え方

7. 上位・関連計画との関係

II 章 久留米市の歴史文化の特徴

1. 久留米市の概要
 (1) 地理・自然的環境
 (2) 社会的環境
 (3) 歴史的環境
 (4) 文化的環境

2. 久留米市の文化財
 (1) これまでの経緯
 (2) 文化財の概要
 (3) 文化財調査の概要

3. 久留米市の歴史文化の特徴
 筑後川の流れとともに生きた人々の営み

別紙「協議資料」参照

III 章 文化財の保存活用に関する課題

1. 時代の転換点
 ・人口減少
 ・少子・高齢化
 ・ライフスタイルの変化
 ・自然災害、人為災害への危機や関心が高まっている など

2. 保存活用の課題

(1) 保存について
 ・広大な市域に多くの文化財があるが、把握できていない
 ・手つかずの文化財が数多く残されている
 ・多くの文化財が無為の滅失、滅失の危機にある
 ・指定文化財等も維持管理が行き届いていない

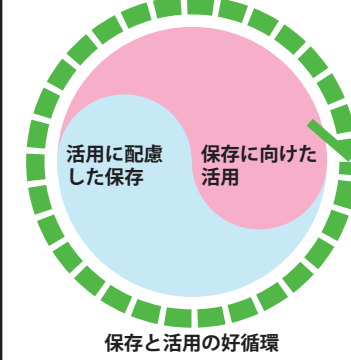
(2) 活用について
 ・観光、学校教育、社会教育、地域振興への活用が不十分
 ・市民生活と文化財の関りが希薄化している

(3) 管理運営について
 ・市域が拡大し、行政中心の保存活用に限界

IV 章 文化財の保存活用に関する方針

1. 基本理念
 (仮) 歴史のまち久留米の創出

2. 基本方針
 文化財を将来に保存する
 ↓そのため
 文化財の活用に取り組む



保存と活用の好循環

(1) 活用に配慮した文化財保存の推進
 ・多種多様な文化財を総合的に把握する。
 ・その成果を踏まえ、文化財の公開活用に配慮し、文化財を将来に継承する持続可能な保存策の立案と推進を目指す。
 ●文化財の総合的把握
 ●持続可能な文化財の保存
 ●防災防犯対策の徹底

(2) 保存に向けた文化財活用の推進
 ・知的好奇心を刺激し、文化財を知る、学ぶことから、文化財を継承する機運の醸成につながる活用策の立案と推進を目指す。
 ●文化財本来の価値の再生
 ●多様な見せ方、楽しみ方の提供
 ●情報発信

(3) 保存と活用の好循環を生み出す仕組みや体制の構築
 ・文化財の保存策と活用策の成果を市民や市民団体等と共有し、新たなステージに高め合う文化財の保存と活用が両立する仕組みや体制を構築する。
 ●産官学民の連携体制の構築
 ●市民評価の仕組み

参考) 保護法 2 条に定められる文化財の定義

- ◇有形文化財 (建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料)
- ◇無形文化財 (演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産)
- ◇民俗文化財 (衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの)
- ◇記念物 (遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物)
- ◇文化的景観 (地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地)
- ◇伝統的建造物群 (周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群)
- ◇文化財の保存技術 (文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能)

V 章 文化財の保存活用に関する措置

1. 基本的な考え方
 ・文化財の類型を踏まえ、バランスの取れた措置の立案と推進を図る。
 ・約 10 年間の実現を想定し、優先順位を考慮しつつ、具体的で実効性の高い措置の立案と推進を図る。

2. 措置

(1) 活用に配慮した保存措置

- 文化財の総合的把握事業 ←
- 歴史博物館整備検討事業 (既)
- 筑後国府歴史公園整備事業 (既)
- 歴史的建造物保存整備事業 (既)
- 埋蔵文化財発掘調査事業 (既)
- 埋蔵文化財センター事業 (既)
- 文化財保護団体等育成事業 (既)
- 歴史文化保存活用区域の具体化
- 登録文化財の提案

○校区別の文化財調査・マップ作成
 ・御井校区
 ・草野校区
 ・大善寺校区
 ・善導寺・大橋校区
 ・山本校区
 ・合川校区 など

(2) 保存に向けた活用措置

- 史跡等環境整備事業 (既)
- 歴史ルートづくり事業 (既)
 - ・関連文化財群の活用 ←
- 坂本繁二郎成果活用事業 (既)
- 文化財施設維持修復事業 (既)
- 有馬記念館活用事業 (既)
- 歴史的風致維持向上計画の検討

○歴史のまち 久留米ストーリーシート (=久留米の関連文化財群)
 ・攻める! 戦国高良山
 ・石室を彩る原始絵画 耳納北麓の装飾古墳
 ・高良遊山
 ・軍の記憶
 久留米の戦争遺跡を訪ねて

(3) 保存と活用の好循環を生み出す管理運営の仕組みや体制の構築に向けた措置

- 協議会の設置と運営 ←
- 文化財保存活用支援団体の指定と連携

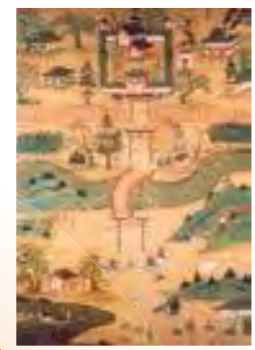
○協議会の運営

文化財の保存へむけて 現状と課題

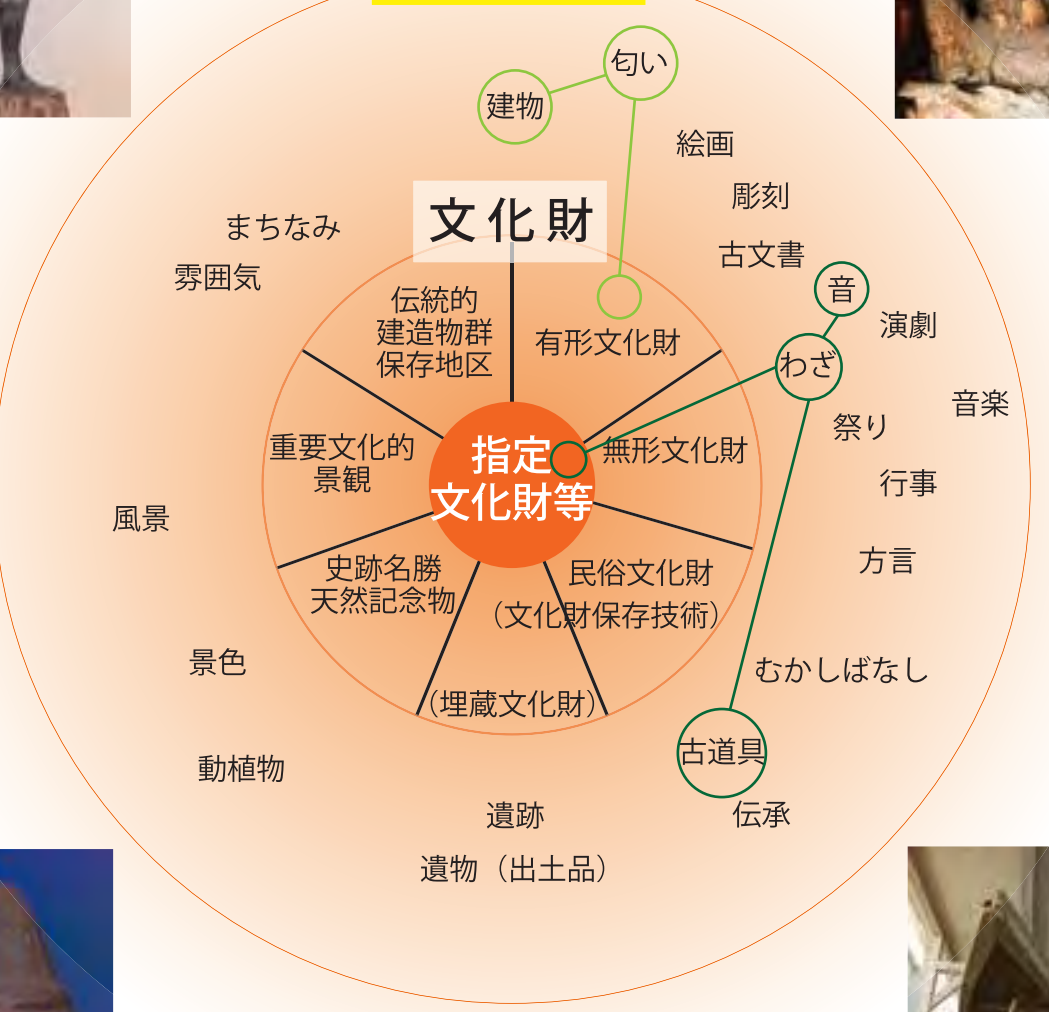
久留米市文化財保存活用地域計画の対象（イメージ）



歴史遺産



歴史遺産



地域計画策定後



現状



久留米市文化財保存活用地域計画

令和〇年 〇月

久留米市

序

平成 30 年（2018）の第 196 回国会（通常国会）において、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立、平成 31 年（2019）4 月 1 日から施行されました。

文化財保護法第 183 条の 3 には、「市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と明記されました。この「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」が地域計画です。

本計画は、前述した文化財保護法第 183 条の 3 に位置づけられる地域計画であり、久留米市が作成し、文化庁長官の認定を受けるものです。

目次

I 章 計画策定の背景と目的1
1. 計画策定の背景と目的2
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画策定の目的	
2. 策定の体制と経過3
(1) 策定体制	
(2) 計画策定の経過	
3. 計画の対象5
(1) 対象範囲	
(2) 対象	
4. 主な用語の定義5
(1) 文化財	
(2) 指定文化財等	
5. 計画期間5
6. 計画の考え方（たたき台）6
7. 上位・関連計画との関係7
(1) 上位計画	
(2) 関連計画	
II 章 久留米市の歴史文化の特徴11
1. 久留米市の概要12
(1) 地理的・自然的環境	
(2) 社会的環境	
(3) 歴史的環境	
(4) 文化的環境	
2. 久留米市の文化財40
(1) これまでの経緯	
(2) 文化財の概要	
3. 久留米市の歴史文化の特徴（たたき台）49

Ⅰ章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

平成 30 年(2018)の文化財保護法(昭和 25 年(1950)法律第 214 号。以下「保護法」という。)改正(平成 31 年(2019) 4 月施行)により、都道府県の示す文化財保存活用大綱(以下、大綱)を踏まえ、市町村による文化財保存活用地域計画(以下、地域計画)の作成と、文化庁長官による認定が制度化されました。これらの仕組みにより、各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになり、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されることで、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されるようになりました。

本市では、これまで長年にわたって文化財の保護に取り組み、市内に所在する文化財の調査・把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により堅実な保存活用を進めてきました。

他方、久留米市新総合計画第三次基本計画(平成 27～31 年度)においては、将来像の一つである「誇りが持てる美しい都市久留米」を支える施策のうち「四季と歴史が見えるまち」の中で、「魅力ある歴史資源を活かしたまちづくり」を掲げており、文化財を地域において守り、活かす取り組みの更なる推進が求められています。

本市では、上記を踏まえ、今後、文化財の保存と活用によって実現すべきビジョンと、そのための具体的事業を定め、計画的に取り組みを進めるために、地域計画の策定を行うことになりました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、本市の文化財保護のマスタープランとして策定するものです。久留米市の歴史文化を維持向上していくため、市内に点在する多様な**歴史遺産**を調査・把握した上で、それらを**文化財**として将来に、守り伝えていく計画的かつ持続的な歴史まちづくりを推進することを目的とします。

2. 策定の体制と経過

(1) 策定体制

1) 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

本市は、計画作成とその後の運用に係る協議会として、久留米市文化財保存活用地域計画協議会を発足しました。

協議会メンバーは、市民及び団体等の代表者や商工、観光、教育、歴史や文化財の有識者等で構成しています。

(五十音順)

部会	氏名	種別	勤務先・役職等
有識者 (6名)	◎赤司 善彦	生涯学習 (考古学)	大野城こころのふるさと館 館長 (元九州国立博物館展示課長 福岡県文化財保護課長)
	吉田 洋一	歴史(近現代史)	久留米大学文学部 教授
	松岡 高弘	建築	有明工業高等専門学校創造工学科 教授
	段上 達雄	民俗	別府大学文学部 教授
	永松 義博	天然記念物	有識者(南九州大学名誉教授)
	古賀 正美	歴史(近世史)	有識者(久留米大学非常勤講師)
保存団体 (2名)	松枝 小夜子	文化財保存団体	公益財団法人久留米耕技術保存会
	立石 雅文	文化財保存団体	草野風流保存会 会長
関連分野 (5名)	松本 良一	学校教育	久留米市教育センター 所長
	○矢次 恵美子	観光	NPO法人久留米ブランド研究会 事務局長
	森山 有希子	観光	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 事務局長
	深山 和義	まちづくり	久留米市校区まちづくり連絡協議会 副会長
	穴見 英三	商工	久留米商工会議所 専務理事
行政 (2名)	杉原 敏之	企画調整	福岡県文化財保護課 参事補佐兼係長
	入佐 友一郎	計画策定	福岡県文化財保護課 参事補佐兼係長

◎：委員長 ○：副委員長

2) 庁内協議及び調整

関係部局との意見交換等を通じ、市域において現在取り組んでいる事業、今後予定される事業等を把握し、総合計画への反映や役割分担等の調整を図ります。

(2) 計画策定の経過

3. 計画の対象

(1) 対象範囲

本市全域を調査及び計画の対象範囲とします。 久留米市全域：約 229.96 km²

(2) 対象

市内に所在する全ての文化財を対象とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料・ 演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産・ 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの・ 遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物・ 域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地・ 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群・ 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能 |
|---|

4. 主な用語の定義

(1) 文化財

指定、登録、選定等を受けていない文化財を包含します。

(2) 指定文化財等

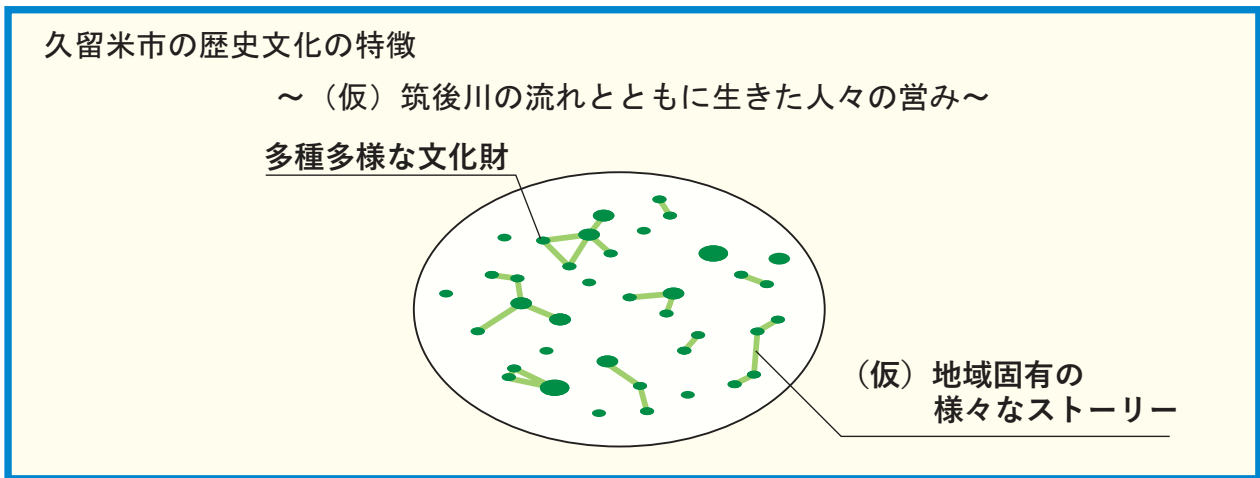
指定、登録、選定等を受ける文化財を指し示します。

5. 計画期間

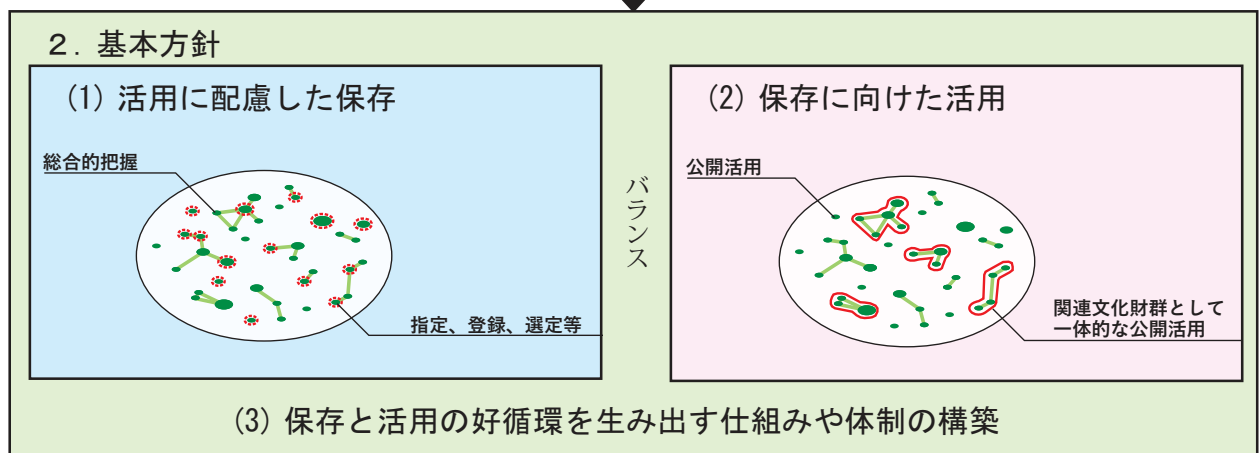
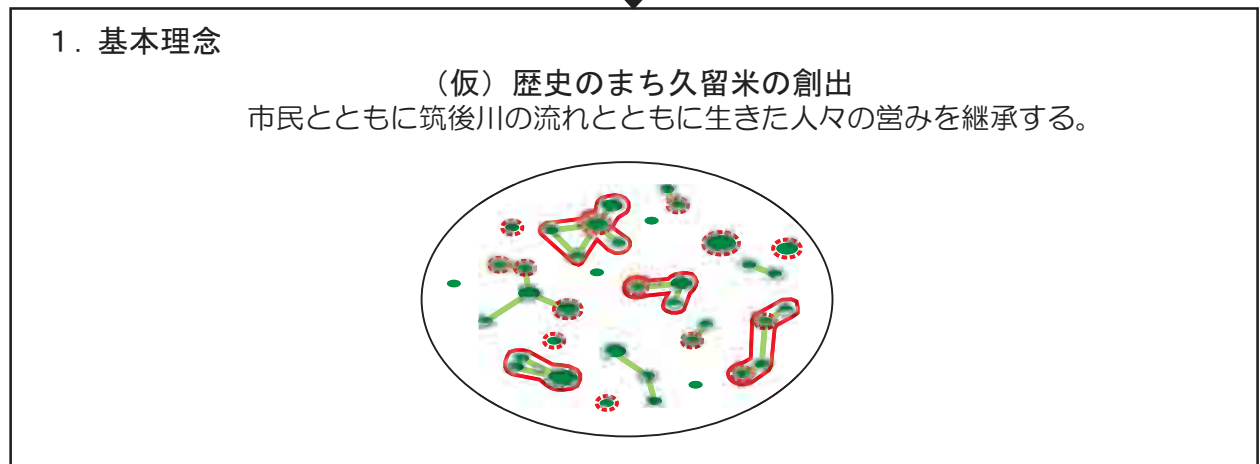
※総合計画の計画期間と連動してローリングする計画として、計画期間の設定を検討

6. 計画の考え方（たたき台）

久留米市の歴史文化の特徴を踏まえ、本市が目指す文化財の保存活用に関する基本理念と基本方針を設定し、その下に今後取り組む具体的な措置（アクションプラン）を設定します。



文化財の保存活用に関する方針（イメージ）



文化財の保存活用に関する措置（イメージ）

優先順位を考慮しつつ、具体的で実効性の高い措置（アクションプラン）の立案と推進

7. 上位・関連計画との関係

本計画の推進にあたって、文化財の保存活用に関連し、整合や連携が求められる上位・関連計画を以下に整理します。

(1) 上位計画

1) 久留米市新総合計画 基本構想(平成13(2001)年度～令和7(2025)年度)

本市は、平成12年(2000)に21世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画基本構想を定めました。「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市久留米」、「活力あふれる中核都市久留米」の3つの都市像を久留米市の将来像として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に推進することとしています。また、「誇りがもてる美しい都市久留米」の実現のため「四季と歴史が見えるまち」を施策の方向性の一つとし、貴重な歴史遺産を未来へ継承することの大切さと同時に、地域の歴史遺産を活用することによって、誇りが持てる地域社会を創造していくことを提唱しています。

2) 久留米市新総合計画 次期基本計画(令和2(2020)年度～令和7(2025)年度)

基本計画は、基本構想を実現するために基本的施策の方向を体系的に示すとともに戦略的施策の方向などを示した、市民、事業者、団体及び行政が共有化し、協働して取り組む都市づくりの地域社会計画です。

次期基本計画は、現基本構想の総仕上げの期間に位置し、計画期間は、一定の具体的な都市づくりを戦略的に想定できる6年間(令和2(2020)年度～令和7(2025)年度)。(※策定中)

(2) 関連計画

1) 久留米市地方創生総合戦略（久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

（平成 27（2015）年度～令和 1（2019）年度）

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を受け、久留米市人口ビジョンの将来展望を踏まえ、基本計画に掲げる人口 305,000 人を維持することを目的として総合戦略期間内の目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめています。

基本目標の一つとして「久留米市への新しい人の流れをつくる」ことを掲げ、「観光と文化で人を呼び込む」ことを目指しています。事業の展開としては「歴史ルートづくり事業」を掲げ、本市の魅力を市民に再発見してもらうとともに、交流人口の増加を目指し、高良山と耳納北麓エリアの魅力ある地域資源を、歴史的な切り口で紹介し、あわせて拠点となる歴史遺産等の環境整備事業を行うこととしています。

2) 久留米市文化芸術振興基本計画（平成 27（2015）年度～令和 1（2019）年度）

文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年（2006）4 月に制定した「久留米市文化芸術振興条例」に基づき策定した計画です。

「市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米」を基本理念とし、「文化施設や暮らしの身近な場所で、さまざまな文化芸術を鑑賞したり、活動する人が増え、豊かな心と創造性が育まれるまち」を目指しています。計画の柱の一つとして「久留米ならではの文化資源を活かした都市魅力の創造」を掲げ、具体的には、文化財や伝統文化の保存・継承とその活用による郷土愛の醸成、文化・観光・産業分野の事業におけるイベント会場として歴史的建造物や史跡等の積極的活用などに取り組むこととしています。

3) 久留米市都市計画マスタープラン（平成 24（2012）年度～令和 7（2025）年度）

都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね 20 年後の目指すべき将来像を明示し、都市づくりの課題に対応した整備等の方針を定めています。

市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、市域の 5 つの地域像を示す「地域別構想」の 2 つで構成され、「全体構想」では 8 つの都市整備の方針を示しています。この内「水と緑のまちづくりの方針」において地域固有の文化財を活かした公園づくりの推進を謳っています。また、「景観形成の方針」では歴史・文化的景観を保全するとともに、地域資源の発掘に努め、個性豊かな景観づくりに活用していくこととしています。

4) 久留米市緑の基本計画 2018（平成 16（2004）年度～令和 6（2024）年度）

都市緑地法に基づく計画で、本市が目指すべき緑の将来像を定め、その実現に向けて、緑地の保全から公園緑地の整備、管理、その他公共公益施設、民有地の緑化推進までの緑全般についてどのように緑を守り、創り、育てるのかの指針となります。

「水と緑にいだかれた 人が花笑む 水緑花（みりょくか）都市・くるめ」を基本理念とし、

6つの基本方針を定めています。その内、「久留米の原風景の水緑花の継承」の施策として、耳納山地や筑後川等、本市の骨格となる緑地保全や農地の保全・活用、地域のシンボルとなる樹木の保全、久留米つつじ等の緑花木の継承を位置づけています。また、「新たな水緑花拠点の創出」の施策として、公共公益施設は20%以上の緑化面積の確保を目指すこととしています。

5) 久留米市景観計画（平成23（2011）年度～）

本市は平成20年度（2008）に景観法に基づく景観行政団体となり、23年度（2011）に久留米市景観計画を策定しました。その後、平成27・30年度（2015・2018）に2度見直しを行っています。基本理念「芸術家が愛したふるさとの風景を守り・育み、次代につなぐ、美しいまち久留米」のもと、「歴史・文化を継承する景観づくり」を目標の一つとしています。

6) 久留米市環境基本計画（平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）

「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」の実現のため、「心地よい暮らしを守る〈快適な生活環境の保全〉」を基本目標の一つとして掲げています。この施策は「市民が健康に暮らせて、水と緑豊かな魅力ある景観や地域の個性をつくり出す歴史的・文化的遺産があり、ゆとりとうるおいを感じるまち、市民が快適な環境の中で暮らすことができるまちをめざす」ことを基本的な方向性とし、歴史的・文化的遺産や歴史的な町並みを守り、地域の特性を生かした整備・活用を図ることを謳っています。

7) 久留米市観光・MICE戦略プラン（久留米とんこつ戦略プラン）

（平成27（2015）年度～令和1（2019）年度）

市民や事業者、関係団体や市が相互に連携、協働し、本市全体で観光・MICEの振興を図るための指針を示しています。

筑後地方の方言で「おもてなし」を意味する「ほとめき」の心を大切にした「ほとめきコンシェルジュ」を基本理念とし、7つの基本方針を掲げています。基本方針「地域資源を活かした観光の推進」の中で、歴史や伝統文化を活かすことを基本施策として謳い、市内に点在する史跡や神社仏閣等の地域資源を活かし、旅行事業者などと連携した誘客の取り組みや観光商品づくりを進めることとしています。

8) 久留米市地域防災計画（平成31年（2019）2月～）

災害対策基本法に基づき、市や防災関係機関が防災対策として行うべき業務、教育や訓練等の災害予防、災害情報の発令・伝達や避難、消火、救助など災害応急対策や復旧対策に関する内容を定めています。

この内、災害予防計画において、「災害に強い施設づくり」のための「文化財の災害予防対策」を位置づけ、「文化財防火デー」を活用した広報活動、倒壊等の防止対策及び落下等による破損防止対策、古墳、遺跡等の点検整備などを位置づけています。